

新旧対照表

○刈谷市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、砂利採取、土砂等の採取並びに土砂等による土地の埋立て及び盛土について、市、事業者及び土地所有者の責務を明らかにするとともに、必要な規制を行うことにより、災害の防止及び生活環境の保全を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 砂利採取 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条及び第20条第1項の規定による認可を受け、又は同条第2項の規定による届出をして行う砂利の採取をいう。</p> <p>(2) 土砂等 土、砂その他これらに準ずるものをいう。</p> <p>(3) 土砂等の採取 土砂等を利用する目的をもって土地を掘削し、又は土地利用に伴って発生する土砂等を他に移動する行為をいう。</p> <p>(4) 土地の埋立て等 砂利採取、土砂等の採取又は土砂等による土地の埋立て若しくは盛土を行う行為をいう。</p> <p>(5) 事業区域 土地の埋立て等に供される土地の範囲(進入路及び排水施設の敷地その他当該土地の埋立て等の用に供される土地の区域を含む。)をいう。</p> <p>(6) 事業者 土地の埋立て等に関する工事業を施行する者をいう。</p> <p>(7) 隣接地権者等 事業区域の土地に隣接する土地の所有権又は当該土地に関して地上権、永小作権、地役権、賃借権等の用益権を有する者をいう。</p> <p>(8) 土地所有者等 事業区域の土地の所有権又は当該土地に関して地上権、永小作権、地役権、賃借権等の用益権を有する者をいう。</p> <p>(適用事業)</p> <p>第3条 この条例は、事業区域の面積が500平方メートル以上又は<u>土地の埋立て等に係る土砂等が500立方メートル以上の土地の埋立て等</u>(500平方メ</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、砂利採取、土砂等の採取並びに土砂等による土地の埋立て及び盛土について、市、事業者及び土地所有者の責務を明らかにするとともに、必要な規制を行うことにより、災害の防止及び生活環境の保全を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 砂利採取 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条及び第20条第1項の規定による認可を受け、又は同条第2項の規定による届出をして行う砂利の採取をいう。</p> <p>(2) 土砂等 土、砂その他これらに準ずるものをいう。</p> <p>(3) 土砂等の採取 土砂等を利用する目的をもって土地を掘削し、又は土地利用に伴って発生する土砂等を他に移動する行為をいう。</p> <p>(4) 土地の埋立て等 砂利採取、土砂等の採取又は土砂等による土地の埋立て若しくは盛土を行う行為をいう。</p> <p>(5) 事業区域 土地の埋立て等に供される土地の範囲(進入路及び排水施設の敷地その他当該土地の埋立て等の用に供される土地の区域を含む。)をいう。</p> <p>(6) 事業者 土地の埋立て等に関する工事業を施行する者をいう。</p> <p>(7) 隣接地権者等 事業区域の土地に隣接する土地の所有権又は当該土地に関して地上権、永小作権、地役権、賃借権等の用益権を有する者をいう。</p> <p>(8) 土地所有者等 事業区域の土地の所有権又は当該土地に関して地上権、永小作権、地役権、賃借権等の用益権を有する者をいう。</p> <p>(適用事業)</p> <p>第3条 この条例は、事業区域の面積が500平方メートル以上又は500立方メートル以上の土地の埋立て等(500平方メートルに満たない事業であって</p>

新	旧
<p>一トルに満たない事業であっても、<u>当該事業区域の境界から100メートル以内の土地</u>において、同一の事業者が当該事業を施行する日前3年以内に事業が施行され、又は施行中の場合においては、当該<u>事業区域の面積</u>と既に施行され、又は施行中の土地の埋立て等^{（1）}に供する区域の面積を合算して500平方メートル以上になるものを含む。）について適用する。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。</p>	<p>も、<u>その区域に隣接又は近接する土地</u>において、同一の事業者が当該事業を施行する日前3年以内に事業が施行され、又は施行中の場合においては、当該<u>事業の土地の埋立て等</u>に供する区域と既に施行され、又は施行中の土地の埋立て等^{（1）}に供する区域の面積を合算して500平方メートル以上になるものを含む。）について適用する。ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。</p>
<p>（1） 国、地方公共団体その他規則で定めるものが行う土地の埋立て等 （2） 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等であって、規則で定めるもの （3） 前2号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等 （市の責務）</p>	<p>（1） 国、地方公共団体その他規則で定めるものが行う土地の埋立て等 （2） 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等であって、規則で定めるもの （3） 前2号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等 （市の責務）</p>
<p>第4条 市は、市内における土地の埋立て等の状況を把握し、不適正な土地の埋立て等が行われることのないよう監視に努めるものとする。 （事業者等の責務）</p>	<p>第4条 市は、市内における土地の埋立て等の状況を把握し、不適正な土地の埋立て等が行われることのないよう監視に努めるものとする。 （事業者等の責務）</p>
<p>第5条 事業者は、土地の埋立て等を行うときは、隣接地権者等及び当該事業区域の境界から300メートル以内の土地において現に居住し、又は事業を営む者（以下「<u>周辺住民等</u>」という。）の理解を得るよう努めるとともに、<u>土壌の汚染</u>及び災害を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第5条 事業者は、土地の埋立て等を行うときは、隣接地権者等及び当該事業区域の境界から300メートル以内の土地に現に居住する住民（以下「<u>周辺住民</u>」という。）の理解を得るよう努めるとともに、<u>土壌汚染</u>及び災害を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>2 事業者は、当該土地の埋立て等に係る苦情を受けたとき、又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。</p>	<p>2 事業者は、当該土地の埋立て等に係る苦情を受けたとき、又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。</p>
<p>3 事業者は、当該土地の埋立て等の実施に際し、通行の支障又は近隣の土地利用に支障がないよう配慮しなければならない。</p>	<p>3 事業者は、当該土地の埋立て等の実施に際し、通行の支障又は近隣の土地利用に支障がないよう配慮しなければならない。</p>
<p>4 <u>事業者は、当該土地の埋立て等が完了した後において、当該土地の埋立て等による土壌又は水質の汚染、災害の発生、廃棄物の混入が認められた場合は、その解決に当たらなければならない。</u></p>	
<p>5 建設工事及び土木工事に伴い発生する土砂等を排出する者は、土地の埋立て等に使用される土砂等を排出しようとするときは、当該土砂等の<u>汚染の状況</u>を確認し、土地の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出することのないよう努めなければならない。 （土地所有者の責務）</p>	<p>4 建設工事及び土木工事に伴い発生する土砂等を排出する者は、土地の埋立て等に使用される土砂等を排出しようとするときは、当該土砂等の<u>汚染状態</u>を確認し、土地の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれのある土砂等を排出することのないよう努めなければならない。 （土地所有者の責務）</p>
<p>第6条 土地所有者は、事業者に土地を提供しようとするときは、当該土地</p>	<p>第6条 土地所有者は、事業者に土地を提供しようとするときは、当該土地</p>

新	旧
<p>の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれがないことを確認しなければならない。</p>	<p>の埋立て等による土壌の汚染が発生するおそれがないことを確認しなければならない。</p>
<p>2 土地所有者は、前項の確認において、土壌の汚染が発生するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対して当該土地を<u>提供してはならない</u>。</p>	<p>2 土地所有者は、前項の確認において、土壌の汚染が発生するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対して当該土地を<u>提供することのないよう努めなければならない</u>。</p>
<p>3 土地所有者は、事業者が前条第1項に規定する措置を講じないときは、当該事業者に代わりその措置を講じなければならない。</p>	<p>3 土地所有者は、事業者が前条第1項に規定する措置を講じないときは、当該事業者に代わりその措置を講じなければならない。</p>
<p>4 前条第3項及び第4項の規定は、土地所有者について準用する。 (土地の埋立て等の許可)</p>	<p>4 前条第3項の規定は、土地所有者について準用する。 (土地の埋立て等の許可)</p>
<p>第7条 事業者は、土地の埋立て等を行おうとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>第7条 事業者は、土地の埋立て等を行おうとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p>
<p>2 事業者は、前項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>2 事業者は、前項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p>	<p>(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p>
<p>(2) 事業計画</p>	<p>(2) 事業計画</p>
<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p>	<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p>
<p>3 事業者は、前項の申請をしようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p>	<p>3 事業者は、前項の申請をしようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p>
<p>(1) 土地所有者等の土地の埋立て等についての同意書</p>	<p>(1) 土地所有者等の土地の埋立て等についての同意書</p>
<p>(2) 第11条第1項に規定する説明会の結果報告書</p>	<p>(2) 第11条第1項に規定する説明会の結果報告書</p>
<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める書類 (許可の基準)</p>	<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める書類 (許可の基準)</p>
<p>第8条 市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしてはならない。</p>	<p>第8条 市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしてはならない。</p>
<p>(1) 土砂等による土地の埋立て又は盛土に用いる土砂等の性質及び<u>土壌の有害物質</u>(土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。)による汚染の<u>状況</u>が、規則で定める基準に適合していないとき。</p>	<p>(1) 土砂等による土地の埋立て又は盛土に用いる土砂等の性質及び<u>有害物質</u>(土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。<u>第21条第1項</u>において同じ。)による汚染の<u>状態</u>が、規則で定める基準に適合していないとき。</p>
<p>(2) 土地の埋立て等が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の事業を阻害するとき。</p>	<p>(2) 土地の埋立て等が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の事業を阻害するとき。</p>
<p>(3) 規則で定める施工基準に適合していないとき。</p>	<p>(3) 規則で定める施工基準に適合していないとき。</p>

新	旧
<p>(4) 土地の埋立て等に伴う生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置が規則で定める基準に適合していないとき。</p> <p>(5) 土砂等による土地の埋立て又は盛土に用いる土砂等の発生場所が特定されていないとき。</p>	<p>(4) 土地の埋立て等に伴う生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置が規則で定める基準に適合していないとき。</p> <p>(5) 土砂等による土地の埋立て又は盛土に用いる土砂等の発生場所が特定されていないとき。</p>
<p><u>2 市長は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしてはならない。</u></p>	<p><u>2 市長は、前条第1項の許可を受けようとする者が別にこの条例に規定する許可を受けている場合で、当該許可に係る土地の埋立て等について、第24条の規定による勧告若しくは第25条の規定による命令を受けているとき、又は必要な措置を完了していないときは、当該許可をしてはならない。</u></p>
<p><u>(1) 第10条の規定による許可の取消しを受けた日から3年を経過していないとき。</u></p> <p><u>(2) 別に前条第1項の許可を受けている場合で、当該許可に係る土地の埋立て等について、第23条の規定による勧告又は第24条の規定による命令を受けており、かつ、必要な措置を完了していないとき。</u></p> <p><u>(3) 過去に2回以上第23条の規定による勧告又は第24条の規定による命令を受けており、その最後の勧告又は命令を受けた日から1年を経過せず、かつ、当該勧告又は命令の前の勧告又は命令を受けた日から3年を経過していないとき。</u></p> <p><u>(4) 代表者又は役員が暴力団員（刈谷市暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。</u></p>	
<p>3 市長は、前条第1項の許可に当たり、当該許可に係る事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のため必要な限度において、条件を付けることができる。</p> <p>（変更の許可）</p>	<p>3 市長は、前条第1項の許可に当たり、当該許可に係る事業区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のため必要な限度において、条件を付けることができる。</p> <p>（変更の許可）</p>
<p>第9条 第7条第1項の許可を受けた者は、同条第2項各号に規定する事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長に申請書を提出し、許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p>	<p>第9条 第7条第1項の許可を受けた者は、同条第2項各号に規定する事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長に申請書を提出し、許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p>
<p>2 前条の規定は、前項の許可について準用する。</p>	<p>2 前条の規定は、前項の許可について準用する。</p>
<p>3 第1項又は第7条第1項の許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったときは、変更をした日から14日以内に市長に届け出</p>	<p>3 第1項又は第7条第1項の許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったときは、変更をした日から14日以内に市長に届け出</p>

新	旧
<p>なければならない。 (許可の取消し) 第10条 市長は、事業者が<u>次の各号のいずれかに該当するときは</u>、第7条第1項又は前条第1項の許可を取り消すことができる。</p>	<p>なければならない。 (許可の取消し) 第10条 市長は、事業者が<u>偽りその他不正な手段により</u>第7条第1項又は前条第1項の許可を<u>受けたと認めるときは</u>、<u>当該許可を取り消すことができる。</u></p>
<p><u>(1) 偽りその他不正な手段により当該許可を受けたと認めるとき。</u> <u>(2) 第24条第1項又は第3項の規定による命令に従わないとき。</u> (説明会の開催)</p>	<p>(説明会の開催)</p>
<p>第11条 事業者は、第7条第1項又は第9条第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ隣接地権者等及び<u>周辺住民等</u>に対し、当該土地の埋立て等の計画について説明会を開催しなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の規定にかかわらず、<u>3分の1以上の隣接地権者等又は3分の1以上の周辺住民等(当該事業区域の境界から100メートル以内の土地に係る世帯主及び事業所、店舗等の責任者に限る。)</u>から当該土地の埋立て等に係る説明会の開催の申出があったときは、<u>当該申出があった日から14日以内に説明会を開催しなければならない。</u></p> <p>3 <u>事業者は、前2項の規定により説明会を開催するときは、開催の日の7日前までにその旨を隣接地権者等及び周辺住民等に書面により通知しなければならない。</u> (帳簿の閲覧)</p>	<p>第11条 事業者は、第7条第1項又は第9条第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ隣接地権者等及び<u>周辺住民</u>に対し、当該土地の埋立て等の計画について説明会を開催しなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の規定にかかわらず、<u>3分の2以上の隣接地権者等又は3分の2以上の周辺住民の世帯主から当該土地の埋立て等に係る説明会の開催の申出があったときは、これに応じなければならない。</u></p>
<p>第12条 <u>第7条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等が施行されている間、当該土地の埋立て等に係る第19条第1項の帳簿を周辺住民等の閲覧に供しなければならない。</u> (着手の届出)</p>	<p><u>(書類の閲覧)</u> 第12条 市長は、第7条第2項及び第9条第1項に定める申請書その他規則で定める書類について、<u>閲覧の請求があったときは、これを閲覧させることができる。</u> (着手の届出)</p>
<p>第13条 第7条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手しようとするときは、事業に着手する日の7日前までに市長に届け出なければならない。</p>	<p>第13条 <u>第7条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者及び第19条の規定により地位を承継した者(以下「許可を受けた者等」という。)</u>は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手しようとするときは、事業に着手する日の7日前までに市長に届け出なければならない。 (施工基準の遵守)</p>
<p>(標識の設置)</p>	<p>第14条 <u>許可を受けた者等は、当該許可に係る土地の埋立て等を行うときは、規則で定める施工基準を遵守しなければならない。</u> (標識の設置)</p>

新	旧
<p><u>第14条</u> 第7条第1項の許可を受けた者は、土地の埋立て等の施行期間中、事業区域内の見やすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない。</p> <p>2 第9条第1項の変更の許可を受けた者は、前項に規定する標識の内容に変更が生じたときは、速やかに標識を変更しなければならない。 (完了の届出)</p>	<p><u>第15条</u> 第7条第1項の許可を受けた者は、土地の埋立て等の施行期間中、事業区域内の見やすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない。</p> <p>2 第9条第1項の変更の許可を受けた者は、前項に規定する標識の内容に変更が生じたときは、速やかに標識を変更しなければならない。 (完了の届出)</p>
<p><u>第15条</u> <u>第7条第1項の許可を受けた者は</u>、当該許可に係る土地の埋立て等を完了したときは、完了した日から14日以内に市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該土地の埋立て等が完了したことを速やかに確認しなければならない。 (廃止又は休止の届出)</p>	<p><u>第16条</u> <u>許可を受けた者等は</u>、当該許可に係る土地の埋立て等を完了したときは、完了した日から14日以内に市長に届け出なければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該土地の埋立て等が完了したことを速やかに確認しなければならない。 (廃止又は休止の届出)</p>
<p><u>第16条</u> <u>第7条第1項の許可を受けた者は</u>、当該許可に係る土地の埋立て等を廃止し、又は休止したときは、廃止し、又は休止した日から14日以内に市長に届け出なければならない。</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の届出について準用する。 (再開の届出)</p>	<p><u>第17条</u> <u>許可を受けた者等は</u>、当該許可に係る土地の埋立て等を廃止し、又は休止したときは、廃止し、又は休止した日から14日以内に市長に届け出なければならない。</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の届出について準用する。 (再開の届出)</p>
<p><u>第17条</u> <u>第7条第1項の許可を受けた者は</u>、前条第1項の休止の届出をした土地の埋立て等を再開するときは、再開する日の7日前までに市長に届け出なければならない。 (地位の承継)</p>	<p><u>第18条</u> <u>許可を受けた者等は</u>、前条第1項の休止の届出をした土地の埋立て等を再開するときは、再開する日の7日前までに市長に届け出なければならない。 (地位の承継)</p>
<p><u>第18条</u> <u>第7条第1項の許可を受けた者が当該許可に係る土地の埋立て等の事業を譲り渡し、又は同項の許可を受けた者について、相続、合併若しくは分割（当該事業を承継させるものに限る。）があったときは、その事業を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業を承継した法人（以下この項において「承継者」という。）は、当該許可を受けた者の地位を承継する。ただし、承継者が第8条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u></p> <p>2 前項の規定により<u>第7条第1項の許可を受けた者の地位を承継した者は</u>、承継した日から14日以内に市長に届け出なければならない。</p>	<p><u>第19条</u> <u>許可を受けた者等が当該許可に係る土地の埋立て等の事業を譲り渡し、又は許可を受けた者等について、相続、合併若しくは分割（当該事業を承継させるものに限る。）があったときは、その事業を譲り受けた者又は相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業を承継した法人は、当該許可を受けた者等の地位を承継する。</u></p> <p>2 前項の規定により<u>許可を受けた者等の地位を承継した者は</u>、承継した日から14日以内に市長に届け出なければならない。</p>

新	旧
<p>(帳簿への記載)</p> <p><u>第19条 第7条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の帳簿は、当該許可に係る土地の埋立て等の完了後5年間保管をしなければならない。</u></p> <p>(土壌の調査及び水質検査)</p> <p><u>第20条 第7条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から3月ごとの各期間(当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、廃止し、又は休止したときは、当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し、廃止し、又は休止した日までの期間)に、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について調査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 第7条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から1月ごとの各期間(当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、廃止し、又は休止したときは、当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し、廃止し、又は休止した日までの期間)に、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業区域内で発生し、事業区域外へ排出される水の有害物質(排出水に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。)による汚染の状況について検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、第7条第1項の許可を受けた者に対し、土地の埋立て等が完了し、又は廃止した後に、事業区域付近で地下水の異常が発生した場合は、規則で定めるところにより、地下水の水質検査を行わせ、その結果を報告するよう求めることができる。</u></p> <p>(報告の徴収等)</p> <p><u>第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、土</u></p>	<p>(帳簿への記載)</p> <p><u>第20条 許可を受けた者等は、当該許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。</u></p> <p>(土壌の調査及び水質検査)</p> <p><u>第21条 許可を受けた者等は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から3月ごとの各期間(当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、廃止し、又は休止したときは、当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し、廃止し、又は休止した日までの期間)に、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について調査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 許可を受けた者等は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止する日までの間、当該着手した日から1月ごとの各期間(当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、廃止し、又は休止したときは、当該期間の初日から当該土地の埋立て等を完了し、廃止し、又は休止した日までの期間)に、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業区域内で発生し、事業区域外へ排出される水の水質検査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 市長は、許可を受けた者等に対し、土地の埋立て等が完了し、又は廃止した後に、事業区域付近で地下水の異常が発生した場合は、規則で定めるところにより、地下水の水質検査を行わせ、その結果を報告するよう求めることができる。</u></p> <p>(報告の徴収等)</p> <p><u>第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、土</u></p>

新	旧
<p>地の埋立て等の進行状況その他必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。</p>	<p>地の埋立て等の進行状況その他必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。</p>
<p><u>2 事業者は、前項の規定により報告又は資料の提出を求められたときは、求められた日から14日以内に報告又は資料の提出をしなければならない。</u></p>	
<p>(立入検査)</p>	<p>(立入検査)</p>
<p>第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に事業区域又は事業者の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p>	<p>第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に事業区域又は事業者の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p>
<p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめ関係者に提示しなければならない。</p>	<p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめ関係者に提示しなければならない。</p>
<p>3 第1項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>3 第1項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
<p>(改善勧告)</p>	<p>(改善勧告)</p>
<p>第23条 市長は、<u>第7条第1項の許可を受けた者が</u>次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて改善すべきことを勧告することができる。</p>	<p>第24条 市長は、<u>許可を受けた者等</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて改善すべきことを勧告することができる。</p>
<p><u>(1) 第7条第2項の申請書及び同条第3項の規定により添付する書類の内容に従って土地の埋立て等を行っていないとき。</u></p>	
<p><u>(2) 第8条第1項各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は同条第3項に規定する許可の条件に違反して土地の埋立て等を行っているとき。</u></p>	<p><u>(1) 第8条第3項に規定する許可の条件に違反して土地の埋立て等を行っているとき。</u></p>
<p><u>(3) 第9条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</u></p>	<p><u>(2) 第9条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</u></p>
<p><u>(4) 第11条第2項の規定による説明会を開催しないとき。</u></p>	<p><u>(3) 第11条第2項の規定による説明会を開催しないとき。</u></p>
<p><u>(5) 第12条の規定による帳簿の閲覧を拒み、妨げ、又は忌避したとき。</u></p>	
<p><u>(6) 第13条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</u></p>	<p><u>(4) 第13条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</u></p>
<p><u>(7) 第14条の規定による標識を設置せず、又は変更しないとき。</u></p>	<p><u>(5) 第14条に規定する施工基準に違反して土地の埋立て等を行っているとき。</u></p>
<p><u>(8) 第15条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</u></p>	<p><u>(6) 第15条の規定による標識を設置せず、又は変更しないとき。</u></p>
<p><u>(9) 第16条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</u></p>	<p><u>(7) 第16条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</u></p>
	<p><u>(8) 第17条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</u></p>

新	旧
<p>き。</p> <p><u>(10) 第17条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</u></p> <p><u>(11) 第18条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</u></p> <p><u>(12) 第19条第1項の規定による帳簿への記載をしていないとき、又は同条第2項の規定による帳簿の保管をしていないとき。</u></p> <p><u>(13) 第20条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</u></p> <p><u>(14) 第20条第1項又は第2項の規定による報告により、土壌の有害物質又は水の有害物質による汚染の状況がそれぞれ規則で定める基準に適合しないと認めるとき。</u></p> <p><u>(15) 第21条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</u></p> <p><u>(16) 前条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</u></p> <p>(措置命令)</p> <p><u>第24条</u> 市長は、<u>前条</u>の規定に基づく勧告に従わない者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命じ、当該土地の埋立て等の中止を命じ、若しくは原状回復を命じ、又は土砂等の崩壊等による災害を防止するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p> <p>2 市長は、第7条第1項若しくは第9条第1項の許可を受けずにこの条例に規定する許可が必要な土地の埋立て等を施行している事業者又は第10条の規定により許可を取り消した者に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等の中止を命じ、若しくは原状回復を命じ、又は土砂等の崩壊等による災害を防止するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市長は、土砂等の崩壊等による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、<u>第7条第1項の許可を受けた者</u>に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等の停止を命じ、又は土砂等の崩壊等による災害を防止するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p> <p>(土地所有者への勧告)</p> <p><u>第25条</u> 市長は、事業者が<u>前条第1項の規定による命令</u>（<u>第23条第1号、第</u></p>	<p>き。</p> <p><u>(9) 第18条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</u></p> <p><u>(10) 第19条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</u></p> <p><u>(11) 第21条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</u></p> <p><u>(12) 第22条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</u></p> <p><u>(13) 第23条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</u></p> <p>(措置命令)</p> <p><u>第25条</u> 市長は、<u>前条第1号又は第5号</u>の規定に基づく勧告に従わない者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命じ、当該土地の埋立て等の中止を命じ、若しくは原状回復を命じ、又は土砂等の崩壊等による災害を防止するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p> <p>2 市長は、第7条第1項若しくは第9条第1項の許可を受けずにこの条例に規定する許可が必要な土地の埋立て等を施行している事業者又は第10条の規定により許可を取り消した者に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等の中止を命じ、若しくは原状回復を命じ、又は土砂等の崩壊等による災害を防止するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p> <p>3 市長は、土砂等の崩壊等による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、<u>許可を受けた者等</u>に対し、期限を定めて、当該土地の埋立て等の停止を命じ、又は土砂等の崩壊等による災害を防止するために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p> <p>(土地所有者への勧告)</p> <p><u>第26条</u> 市長は、事業者が<u>前条第1項及び第2項</u>の規定による命令に従わな</p>
<p><u>第25条</u> 市長は、事業者が<u>前条第1項の規定による命令</u>（<u>第23条第1号、第</u></p>	<p><u>第26条</u> 市長は、事業者が<u>前条第1項及び第2項</u>の規定による命令に従わな</p>

新	旧
<p>2号又は第14号の規定に基づく勧告に係るものに限る。)又は同条第2項の規定による命令に従わないときは、土地所有者に対し、土砂等の除去、原状回復その他必要な措置を採るべきことを勧告することができる。</p>	<p>いときは、土地所有者に対し、土砂等の除去、原状回復その他必要な措置を採るべきことを勧告することができる。</p>
<p>(土地所有者への命令)</p>	<p>(土地所有者への命令)</p>
<p>第26条 市長は、土地所有者が前条の規定による勧告に従わないときは、土砂等の除去、原状回復その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p>	<p>第27条 市長は、土地所有者が前条の規定による勧告に従わないときは、土砂等の除去、原状回復その他必要な措置を採るべきことを命ずることができる。</p>
<p>(代執行)</p>	<p>(代執行)</p>
<p>第27条 市長は、<u>第24条の規定による命令(第23条第3号から第13号まで、第15号又は第16号の規定に基づく勧告に係るものを除く。第30条第1項において同じ。)</u>を履行しない者がある場合は、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の規定に基づき、代執行をすることができる。</p>	<p>第28条 市長は、<u>第25条の規定による命令を履行しない者がある場合は、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の規定に基づき、代執行をすることができる。</u></p>
<p>(公表)</p>	<p>(公表)</p>
<p>第28条 市長は、事業者が<u>第24条の規定による命令に違反したときは、氏名、住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)及びその事実を公表するものとする。</u></p>	<p>第29条 市長は、事業者が<u>第25条第1項又は第2項の規定による命令に違反したときは、氏名、住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)及びその事実を公表するものとする。</u></p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>
<p>(罰則)</p>	<p>(罰則)</p>
<p>第30条 <u>第24条の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</u></p>	<p>第31条 <u>第25条の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。</u></p>
<p>2 <u>第24条第1項の規定による命令(第23条第13号の規定に基づく勧告に係るものに限る。)</u>に従わない者は、50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>2 <u>第24条第11号の規定に基づく勧告に従わない者は、50万円以下の罰金に処する。</u></p>
<p>3 <u>第24条第1項の規定による命令(第23条第4号、第15号又は第16号の規定に基づく勧告に係るものに限る。)</u>に従わない者は、30万円以下の罰金に処する。</p>	<p>3 <u>第24条第3号、第12号又は第13号の規定に基づく勧告に従わない者は、30万円以下の罰金に処する。</u></p>
<p>第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。</p>	<p>第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。</p>
<p>第32条 <u>第24条第1項の規定による命令(第23条第3号又は第5号から第12号までの規定に基づく勧告に係るものに限る。)</u>に従わない者は、5万円以下の過料に処する。</p>	<p>第33条 <u>第24条第2号、第4号又は第6号から第10号までのいずれかの規定に基づく勧告に従わない者は、5万円以下の過料に処する。</u></p>